

## 議案第23号関連資料

### 明石市火災予防条例の一部改正(案)について

#### 1 改正の目的

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年1月21日号外政令第16号)の一部改正等に伴い、明石市火災予防条例の一部を改正するものです。

#### 2 改正の概要

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料を引き上げる。(明石市火災予防条例別表第9)

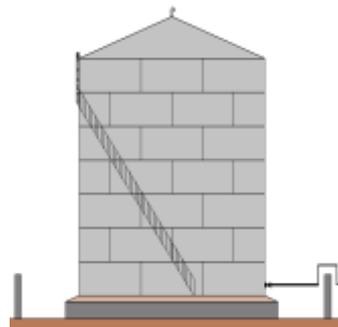
#### 3 明石市内における屋外タンク貯蔵所の設置状況

市内には61施設の屋外タンク貯蔵所がありますが、特定屋外タンク貯蔵所に該当する大型の屋外タンク施設は設置されておらず、今後も設置の予定はありません。

※消防法で定める危険物(ガソリン、軽油、重油等)を貯蔵する大型の屋外タンク貯蔵所で、タンク容量が1,000k1以上のものが「特定屋外タンク貯蔵所」に区分されます。なお、市内の最大タンクは93k1タンクです。



※石油コンビナート地区等に設置されている特定屋外タンク貯蔵所



※直径が10mの場合、高さ13m程度で特定屋外タンク貯蔵所に該当します。



※市内最大タンク93k1  
(直径5.8m、高さ3.8m)

#### 4 施行期日

令和6年4月1日

#### 5 その他

全国的に同様の改正が予定されています。

<手数料の改定内容>

消防法（昭和23年法律第186号）関係

手数料を徴収する事務名	現行金額 (千円)	改定後金額 (千円)	増額分 (千円)
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置 の許可の申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル 以上5千キロリットル未満のもの	1,180	1,450	270
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大 数量が5千キロリットル以上1万キ ロリットル未満のもの	1,410	1,720	310
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリットル以上5万キ ロリットル未満のもの	1,590	1,920	330
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリットル以上10万キ ロリットル未満のもの	1,950	2,360	410
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリットル以上20万 キロリットル未満のもの	2,270	2,740	470
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリットル以上30万 キロリットル未満のもの	4,550	5,640	1,090
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリットル以上40万 キロリットル未満のもの	5,820	7,240	1,420
上記審査において、危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリットル以上のもの	7,070	8,790	1,720

※増額の主な理由

- ・人件費の高騰
- ・物価水準の変動
- ・審査件数減少に伴う、1件当たりの検査機材の費用負担増加

※ 審査及び検査にあつては、各自治体で申請を受けたのち、特別民間法人危険物保安技術協会（KHK）に委託して実施します。（全国シェア100%）